



埼労発基0803第1号
令和4年8月3日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹 殿

埼玉労働局長
久知良 俊二

特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記5件の特定最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金
（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第2号）
- 2 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第3号）
- 3 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金
（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第4号）
- 4 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第5号）
- 5 埼玉県自動車小売業最低賃金
（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第7号）